No.244
2018.10
広報 かみいた

■発行と編集／徳島県板野郡上板町役場　上板町広報編集委員会　☎(088)694−6824　平成30年10月１日発行

いつまでもお元気で

敬老会が開催されました

９月15日(土)上板町農村環境改善センター多目的ホールにおいて敬老会が開催され、100歳以上の高齢者及び、めでたく90歳、80歳の節目（数え年）、ダイヤモンド婚（結婚60年）を迎えられたみな様に、記念品が贈られました。

式典終了後、上板町公民館日本舞踊講座関係者による唄や踊りが披露され、和やかな雰囲気の中、楽しいひとときを過ごされました。

みな様がいつまでも長生きをされ、長年の知識と経験を社会に役立てていただくことを願っています。

主な目次

上板町第２子保育料無料化スタート …… 2
災害派遣報告 …… 2
平成29年度わが町の家計簿 …… 3
上板町職員の給与等を公表します …… 7
平成30年度上板町住民懇談会の開催結果報告 …… 8
上板町シルバー人材センター会員大募集 …… 14
小学生 敬老の日作文 …… 16
特定健康診査を受けましょう！ …… 20
風しんに注意しましょう！ …… 24
病児保育事業のご案内 …… 26

〈上板町の人口〉住民基本台帳登録人口　平成30年８月末現在　○世帯数／4,885世帯　○人口／男5,813人／女6,313人／計12,126人　○印刷／㈱徳島印刷センター

正六位　受位

故　田　尾　　進　氏

平成三十年五月三十一日付けで、正六位を受位されました。

氏は、昭和二十年四月から昭和六十一年三月まで、県内の小中学校で教諭、教頭、校長としてご活躍され、本町においても、永きに亘り学校教育等の振興に尽力されました。

これらの功績が認められ、今回の栄ある受位となりました。

故田尾氏の町に対するこれまでのご尽力に感謝を申し上げますとともに、今回の受位に敬意を表し、謹んでご冥福をお祈りいたします。

寄せ植え教室の参加者募集

秋の草花の香りを楽しみながら、寄せ植えをしてみませんか？すてきな昼下がり、自分だけのオリジナルを作りましょう。

■日時　平成三十年十月十九日　金曜日　十三時三十分～

■場所　馬道会館　☎六九四－四八六八　上板町西分字原渕一八番地二

■申し込み締め切り　十月十六日　火曜日　午後五時まで

■材料代　二、〇〇〇円

上板町第二子保育料無料化スタート

「三歳児～五歳児、所得制限なし」

上板町は、子どもを二人以上育てている家庭の経済的な負担を軽減し、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するため、平成三十年十月から第二子保育料を無料とします。

【対象となる子ども】

十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間に児童を二人以上扶養している世帯の第二子とします。ただし満三歳未満の者及び満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童は除きます。

【対象となる保育料】

子ども・子育て支援新制度の給付を受ける保育所・幼稚園・認定こども園等の平成三十年十月からの保育料です。

第三子以降保育料無料（〇～五歳児、所得制限なし）は、既に実施済です。

【保育料のお問い合わせ先】

●幼稚園・認定子ども園（教育）については、教育委員会　☎六九四－六八一四

●さくら保育所については、さくら保育所　☎六九四－八一八〇

●認定こども園など（保育）については、上板町役場　福祉保健課　☎六九四－六八一〇

災害派遣報告

上板町役場　水道課　家　長　亮　平

このたび徳島県からの要請により、愛媛県宇和島市豪雨災害における、税・保険料減免申請受付支援第七班として、九月六日（木）から九月十一日（火）の六日間、宇和島市の中でも最も被害の大きい吉田地区にて復興事務に従事しました。

私は主に固定資産税の減免受付業務を担当し、一日平均十世帯ほどの申請者の申請手続きを補助させていただきました。災害発生から二ヶ月あまり経過しておりましたので、臨時受付所である吉田公民館はあまり混雑なく、訪問者の方々にも落ち着きが見られました。

しかし、ひとたび周辺の被害状況を確認しに向かいますと、豪雨により押し流された民家や、未だに片側交互通行でなければ通れない山間部の国道など、二ヶ月という期間が経ってもなお残る災害の傷跡に、災害からの復興の困難さを感じることができました。

六日間という短い期間ではありましたが復興支援という貴重な体験をさせていただきました。実際の被災地で復興支援に携わることで、いざ災害が起こったとき、いかに事前の準備や対策がなされているかが重要であると感じました。徳島県においても、近々発生する恐れのある南海大地震に対して、住民一人一人が防災意識を持ち、自助、互助、共助、公助をもって対応していくことが大切であると思います。

最後になりましたが、このたび被災しました被災地の一日でも早い復興を願っております。

平成29年度 わが町の家計簿

普通会計 歳入 54億0,933万円　歳出 51億3,929万円　差引 2億7,004万円 翌年度へ繰越

平成29年度の決算がまとまり、９月議会に提出しました。

本町の財政は、町税等の自主財源が少なく、国や県に依存している財源構成となっております。

主要な事業としては、上板創生プロジェクトである熱中小学校とジャパンブループロジェクト、七條橋架替工事と橋梁長寿命化計画による橋梁修繕工事、木造住宅耐震化促進事業補助金、浄化槽設置整備事業補助金、技の館等増改築工事、上板町文化センター新築工事、地域おこし費などの地域活性化施策の推進や、子どもはぐくみ医療費給付費補助金、障害者自立支援給付費など福祉の向上のための事業を実施しました。

また、地方債残高は39億3,939万円と昨年度より１億8,995万円増えました。基金残高は25億1,873万円と6,904万円積み立てることができました。しかし、前年度と比較しても国からの譲与税や交付金等が減収し、財政の硬直化は避けられない状況です。今後、行財政改革を積極的に推進し、中長期の財政計画に基づき、必要な事業は優先的に順位を付け計画的に事業を執行し、住民福祉の向上に努めてまいります。

町民１人当り

約97,000円の町税を納めて頂き、約422,900円の支出をし、その内訳は次のとおりです。

民生費	144,900円	消防費	33,200円
総務費	63,600円	農林水産業費	18,200円
教育費	47,800円	議会費	6,700円
衛生費	39,100円	商工費	1,700円
土木費	34,400円		
公債費	33,300円	計	422,900円

（※平成30年3月末住民基本台帳登録人口12,150人で算定）

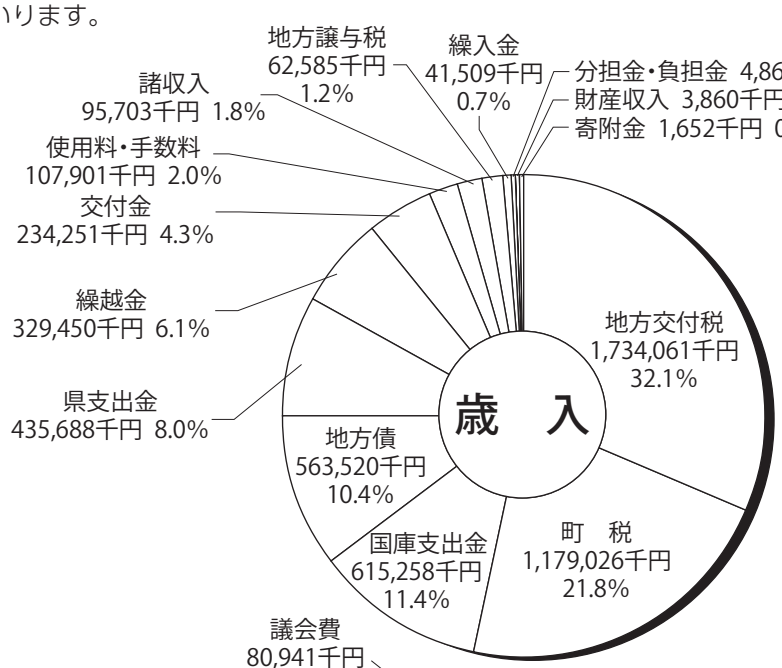

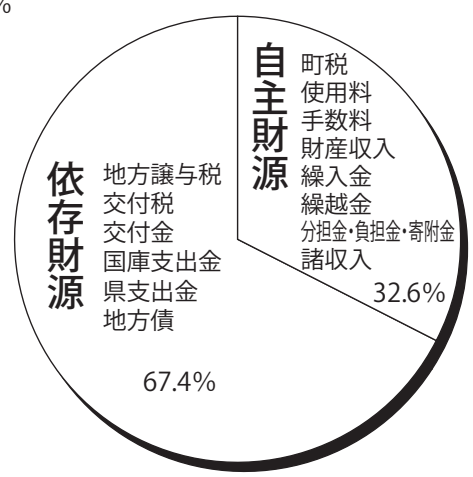

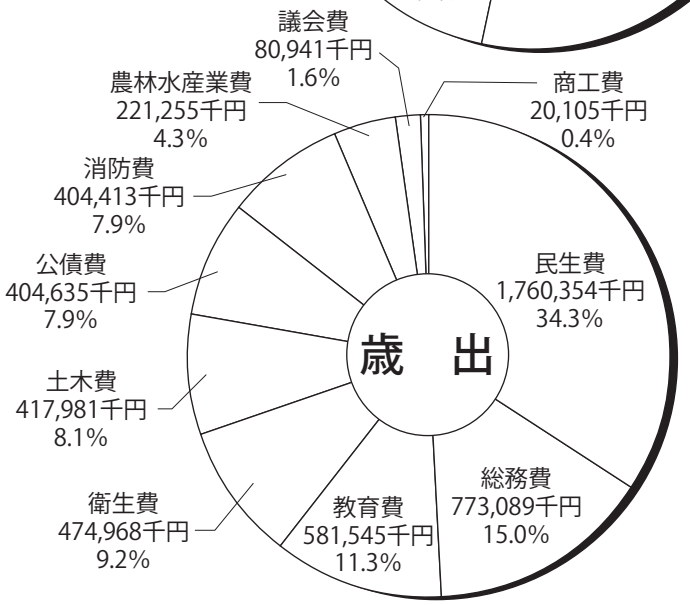

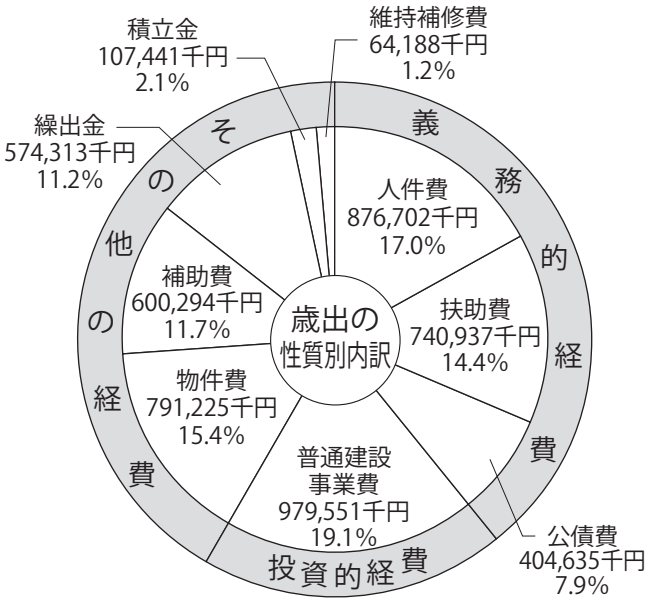

※普通会計とは、一般会計と住宅新築資金等貸付事業特別会計とを合せたもので、地方財政状況調査（決算統計）の分類に添ったものです。

後期高齢特別会計

歳入合計は、１億5068万４千円、歳出合計は１億4760万千円となっています。

その内訳は図のとおりで、歳入歳出差引残額308万３千円が、平成30年度へ繰越となりました。

高齢者の方々が安心して医療を受け続けられるようにするため、若い世代も含めたみんなが納得して支え合う後期高齢者医療制度が平成20年４月より導入されました。

医療にかかる費用のうち、窓口負担を除いた分を公費で５割、若い世代の保険料で４割、高齢者の保険料で１割という負担割合で運営しています。

この制度は、県内全ての市町村が加入する徳島県後期高齢者医療広域連合が運営主体（保険者）となり、市町村と連携して事務を行っています。

申請や届け出の受付は、役場税務課で行っております。

被保険者数	1,952 人	総医療費	2,105,691 千円
一人当たり保険料	50,402 円	一人当たり医療費	1,078,735 円

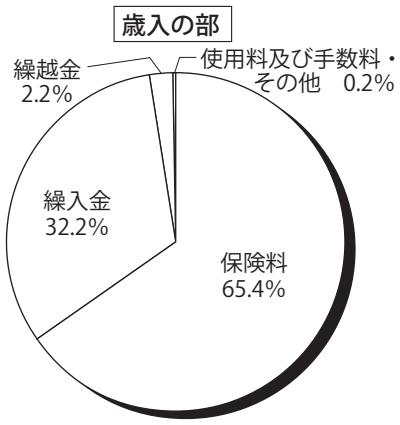

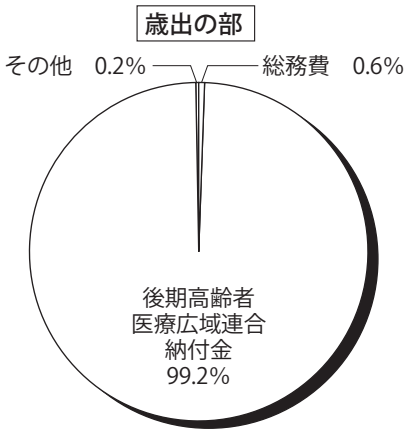

◆歳入の部　（単位：千円）

項　目	金　額	割　合
保険料	98,542	65.4%
繰入金	48,491	32.2%
繰越金	3,364	2.2%
使用料及び手数料、その他	287	0.2%
合計	150,684	100%

◆歳出の部　（単位：千円）

項　目	金　額	割　合
総務費	933	0.6%
後期高齢者医療広域連合納付金	146,401	99.2%
その他	267	0.2%
合計	147,601	100%

介護保険特別会計

平成29年度の歳入合計は14億2587万３千円、歳出合計は13億5644万４千円となっています。

その内訳は図のとおりで、歳入歳出差引残額6942万９千円が、平成30年度へ繰越となりました。

平成29年度の介護サービス給付費総額は皆様より納付いただいた介護保険料の約5.1倍になっています。

◆歳入の部　（単位：千円）

項　目	金　額	割　合
保険料	248,318	17.4%
支払基金交付金	366,745	25.7%
国庫支出金	337,718	23.7%
県支出金	196,330	13.8%
繰入金	195,111	13.7%
繰越金その他	81,651	5.7%
合計	1,425,873	100%

◆歳出の部　（単位：千円）

項　目	金　額	割　合
保険給付費	1,268,608	93.5%
地域支援事業費	43,338	3.2%
総務費	26,487	2.0%
その他	18,011	1.3%
合計	1,356,444	100%

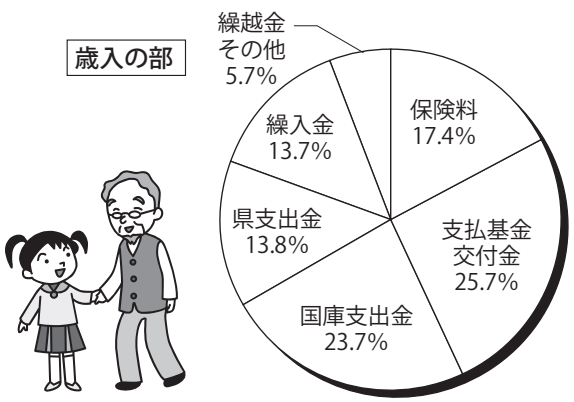

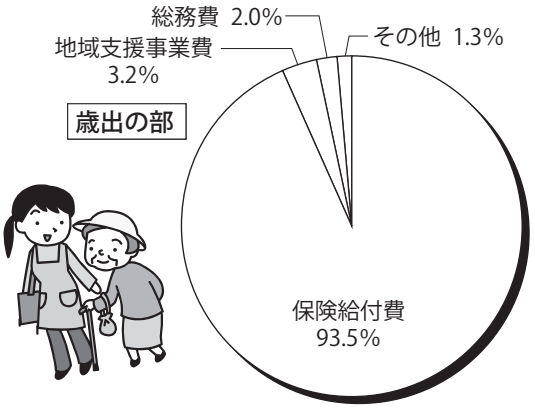

◆保険給付状況（65才以上被保険者数 4,018人、要介護・支援認定者数 841人）

	在　宅	施　設	合　計
延べ利用人数(人)	6,111	1,797	7,908
構成比(%)	77.3%	22.7%	100%
審査支払い手数料(円)	1,191,324	350,321	1,541,645
支給総額(円)	737,692,704	529,373,808	1,267,066,512
構成比(%)	58.2%	41.8%	100%
１人当たりの支給額(円)	120,716	294,588	160,226

国保会計

平成29年度の国民健康保険特別会計の決算状況をお知らせします。

年度末の加入世帯数1,768世帯、被保険者数2,950人です。

決算状況とは保険加入者が納付した保険税や国県の交付金などの歳入や医療給付費や他保険への支援金などの歳出の状況のことです。

平成29年度では、歳入19億2,351万4千円に対し、歳出18億100万８千円であったため、差額の１億2,250万６千円を繰越しました。

平成29年度決算においては、医療機関等へ支払う保険給付費（療養の給付等に要する費用のうち上板町国民健康保険負担分）の総額が、国民健康保険加入者の皆様から納付いただいた国民健康保険税の約3.9倍になっている状況です。

また、平成29年度は医療費の抑制等により単年度収支は黒字決算となりました。

	項目	金額(千円)	割合	1人当たり(円)
歳入	国・県支出金	476,458	24.8%	161,511
	国保税	272,111	14.1%	92,241
	前期高齢者交付金	478,071	24.9%	162,058
	繰入金	113,122	5.9%	38,346
	繰越金	160,559	8.3%	54,427
	療養給付費交付金	10,697	0.6%	3,626
	その他収入	412,496	21.4%	139,829
	基金繰入金	0	0%	0
	計	1,923,514	100%	652,039
歳出	保険給付費	1,061,703	59.0%	359,899
	後期高齢者支援金等	165,458	9.2%	56,087
	介護納付金	65,386	3.6%	22,165
	総務費	9,678	0.5%	3,281
	前期高齢者納付金等	597	0.0% (0.03%)	202
	基金等積立金	50,000	2.8%	16,949
	その他支出	448,186	24.9%	151,927
	計	1,801,008	100%	610,511

年度末基金保有額	50,077,555円

水道事業決算

●収益的収入及び支出（税込）

水道事業収益	217,282
給水収益	203,264
受託工事収益	7,181
その他の営業収益	524
受取利息及び配当金	24
長期前受金	6,167
雑収益	47
特別利益	75

（単位：千円）

水道事業費用	181,035
原水及び浄水費	29,716
配水及び給水費	25,005
受託工事費	6,868
総係費	54,331
減価償却費	50,341
資産減耗費	288
支払利息	13,594
特別損失	892

収益的収支決算額　収入合計は　２億1,728万２千円　支出合計は　１億8,103万５千円

●資本的収入及び支出（税込）

（単位：千円）

資本的収入	4,600
企業債	0
工事分担金	4,600

資本的支出	58,856
建設改良費	17,974
企業債償還金	40,882

資本的収支決算額　収入合計は　460万円　支出合計は　5,885万６千円

尚、資本的支出額に不足する額5,425万６千円は内部留保資金で補てんしております。

水道事業収益

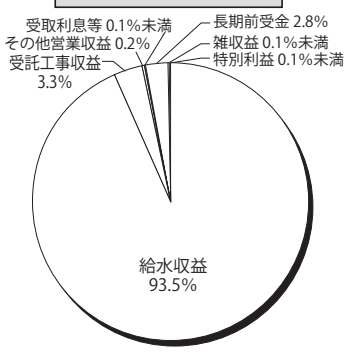

水道事業費用

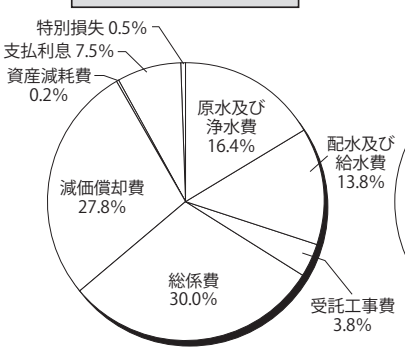

資本的収入

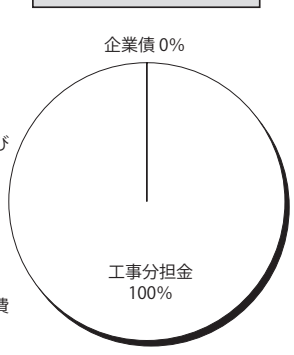

資本的支出

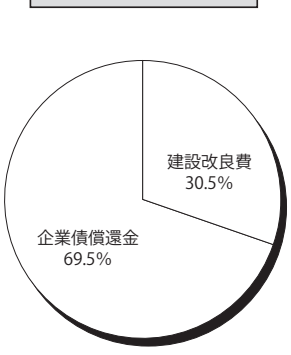

農業集落排水事業会計

平成29年度農業集落排水事業特別会計決算についてお知らせします。
歳入合計36,568,694円、歳出合計33,639,445円となっており内訳は下記のとおりで歳入歳出差引残額2,929,249円 が、平成30年度へ繰越となります。

◆歳入の部　（単位：千円）

項　目	金　額
分担金	0
使用料	8,648
手数料	5
繰入金	24,605
繰越金	3,310
諸収入	1
合計	36,569

◆歳出の部　（単位：千円）

項　目	金　額
一般管理費	117
施設管理費	10,411
元金	18,397
利子	4,714
合計	33,639

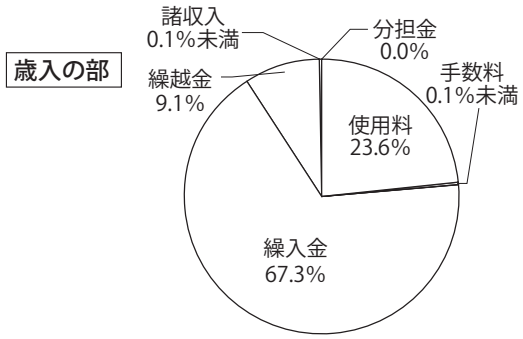

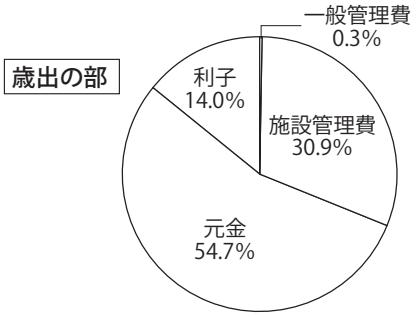

ご存じですか？「本人通知制度」

～登録して守る、自分の個人情報～

◇本人通知制度とは？

本人通知制度とは、事前に登録した人の住民票の写しや戸籍謄本など（以下「住民票の写しなど」）を代理人や第三者に交付した場合に、交付した事実について登録者本人に通知する制度です。これは、住民票の写しなどの不正取得による個人の権利侵害を防止することを目的とし、平成三十年一月四日より実施しています。

本制度を利用するためには、事前登録が必要です。

◇事前登録ができる方

上板町の住民基本台帳または戸籍の附票に記録されている方。（住民基本台帳または戸籍の附票から除かれた方を含む。）

◇事前登録に必要なもの

●上板町本人通知制度登録申請書
住民人権課窓口に備え付けてあります。上板町HPからもダウンロードできます。

●本人確認書類
※1種類の提示でよいもの…官公署発行の顔写真付きの証明書（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど。）
※2種類の提示が必要なもの…健康保険証、国民年金手帳、介護保険証など

◇通知の対象となる住民票の写しなどの種類

●住民票の写し（除票、改製原住民票を含む）
●住民票記載事項証明書
●戸籍附票の写し（除籍を含む）
●戸籍謄本または戸籍抄本（全部事項証明書または個人事項証明書）（除籍、改製原戸籍を含む）
●戸籍記載事項証明書

◇交付事実の通知

事前登録された方の住民票の写しなどを本人の代理人や第三者に交付した場合、その交付事実を郵送で通知します。

●通知の記載内容…交付日、交付した書類の種類、交付枚数、交付請求者の種別等

※第三者とは？

第三者とは、本人からの委任状をもった代理人、弁護士など職務上請求が認められている人、義務履行・権利行使などの理由があり、その身分を証明して申請をする人です。資格のない人に勝手に住民票や戸籍を交付することはありません。

お問い合わせ▶　上板町役場　住民人権課　☎６９４－６８０９

上板町議会だより

◎平成三十年第三回定例会の概要

第三回定例会は、九月十一日から九月十四日までの四日間の日程で開かれました。

開会日には、松田町長が決算状況、町税等の一斉徴収、防災体制の充実など当面する町政の重要課題について述べた後、提出議案提案理由の説明が行われました。

一般質問では、町長の政治姿勢、住民懇談会について、防災対策、農業問題などが論議されました。

（議員九名から一般質問）

町長提出議案十九件のうち、十件が可決、七件が承認、一件が適任と答申され、一件が報告されました。

また、議員提出議案三件のうち、二件が可決、一件が採択されました。

◎議会議員全員協議会

平成三十年九月六日

第三回定例会提出議案等の協議を行う。

上板町職員の給与等を公表します

上板町の職員給与などの現状を町民の皆さんにお知らせします。

職員の給与制度は国家公務員の給与制度に準じて、町の条例によって定められています。

（なお、ここに記載している給与は、すべて税や各種保険料を引く前の額です。）

❶人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)	前年度の人件費率
29年度	平成30.1.1 現在 12,221人	千円 5,139,286	千円 876,702	17.0%	18.0%

※人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

❷職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	普通会計職員数(A)	給与費額				1人当たりの給与費(B/A)
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
29年度	107人	千円 383,315	千円 39,192	千円 148,243	千円 570,750	千円 5,334

※職員手当には、退職手当を含まない。

❸職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

（平成30年4月1日現在）

平均給料月額	平均年齢
一般行政職　2,897 百円	39.7 歳月
技能労務職　2,642 百円	59.8 歳月

❹職員の初任給の状況

（平成30年4月1日現在）

一般行政職

上板町		国	
試験区分	初任給	試験区分	初任給
上級　※大卒程度	179,200円	一般職　※大卒程度	179,200円
初級　※高卒程度	147,100円	一般職　※高卒程度	147,100円

❺一般行政職の級別職員数の状況

（平成30年4月1日現在）

	1級	2級	3級	4級
標準的な職務内容	主事及び主事補並びにこの相当職	主事及びこの相当職	主査及び係長並びにこの相当職	課長補佐及び主査並びにこの相当職
職員数	18人	15人	7人	16人
構成比	23.1%	19.2%	9.0%	20.5%

5級	6級	7級	合　計
主幹及び課長補佐並びにこの相当職	課長及びこの相当職	理　事	
10人	12人	−	78人
12.8%	15.4%	−	100.0%

※①標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
②一般行政職とは、「事務職」や「技術職」のことを指し、「企業職員」や「教育職」は含まない。
③再任用職員含む。

❻職員手当の状況

（平成30年4月1日現在）

区　分	上板町	国
期末手当 勤勉手当	（支給割合）　期末手当　勤勉手当 6月期　1.225月分　0.9月分 12月期　1.375月分　0.9月分 計　2.60月分　1.80月分 ※職制上の段階、職務の級等による加算措置有	（支給割合）　期末手当　勤勉手当 6月期　1.225月分　0.9月分 12月期　1.375月分　0.9月分 計　2.60月分　1.80月分 ※職制上の段階、職務の級等による加算措置有
退職手当	（支給率）　自己都合　応募認定・定年 勤続20年　19.6695月分　24.586875月分 勤続25年　28.0395月分　33.270750月分 勤続35年　39.7575月分　47.709月分 最高限度額　47.709月分　47.709月分 ※定年前早期退職特例措置有	（支給率）　自己都合　応募認定・定年 勤続20年　19.6695月分　24.586875月分 勤続25年　28.0395月分　33.270750月分 勤続35年　39.7575月分　47.709月分 最高限度額　47.709月分　47.709月分 ※定年前早期退職特例措置有
扶養手当	主なもの　配偶者　月額　6,500円 子　月額 10,000円 父母等　月額　6,500円	主なもの　配偶者　月額　6,500円 子　月額 10,000円 父母等　月額　6,500円
住居手当	持家　なし 借家　家賃の額に応じて支給 最高月額 27,000円	持家　なし 借家　家賃の額に応じて支給 最高月額 27,000円
通勤手当	通勤距離2㎞～5㎞未満 月額2,000円 5㎞以上は距離に応じ支給	通勤距離2㎞～5㎞未満 月額2,000円 5㎞以上は距離に応じ支給

調整手当	支給対象職員	保育士及び幼稚園教諭	時間外勤務手当	支給総額（平成29年度）	8,611,436円
	支給額	月額2,000円		支給対象職員1人あたり平均支給額（平成29年度）	95,682円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給	月額 28,600円 ～49,500円			

❼特別職の報酬等の状況

（平成30年4月1日現在）

区　分	給料及び報酬(月額)	期末手当(支給割合)
町　長	738,000円	6月期　1.575月分 12月期　1.725月分 合　計　3.30月分
副町長	590,400円	
教育長	546,200円	
議　長	299,000円	6月期　1.575月分 12月期　1.725月分 合　計　3.30月分
副議長	249,200円	
議　員	199,300円	

❽部門別職員数の状況

（各年4月1日現在）

区　分		職員数（人）					
		平25年	平26年	平27年	平28年	平29年	平30年
一般行政	議会	2	2	2	2	2	2
	総務	15	17	18	17	19	19
	税務	8	7	7	6	6	6
	農林	6	7	8	9	10	10
	商工	0	0	0	1	2	4
	土木	7	6	7	7	7	6
	民生	29	29	30	31	32	31
	衛生	10	11	12	11	10	11
	小計	77	79	84	84	88	89
特別行政	教育	21	20	21	21	22	21
	小計	21	20	21	21	22	21
公営企業等	水道	5	5	5	5	5	5
	その他	8	8	8	8	8	9
	小計	13	13	13	13	13	14
合計		111	112	118	118	123	124

※職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時・嘱託及び非常勤職員を除いている。

平成30年度 上板町住民懇談会の開催結果報告

８月21日から８月24日までの間、（23日は台風のため中止）町内３会場で住民懇談会を開催したところ46人の皆さんが来場され、多くのご意見・ご要望をいただきました。

住民懇談会は、町民の皆さんに開かれた身近な町政を目指すこと、また、皆さんのご意見･ご要望などをお聞きし、これらを町政に反映させるために開催しているものです。

皆さんからいただいたご意見や町からの回答のうち、主なものについてご紹介します。

皆さまからいただいた主なご意見をご紹介します。

Ｑ１ 出生率低下に伴う町内小学校の統合はありますか。
Ａ１ 小学校の統合よりも幼稚園の統合が先であると考えています。

Ｑ２ 幼稚園の統合が先であれば統合計画等はできているのですか。
Ａ２ 現段階で具体的な計画は出来ておりませんが、さくら保育所に幼稚園を併設すれば良いのではないかと考えています。

Ｑ３ 町として人口を増やす努力をしてほしいのですが。
Ａ３ 子育て支援による若者定住促進の１つとして、住宅取得者に対する補助制度を創出しました。
現在、町内に住宅を有しない者が定住のために住宅を取得した場合に「住宅取得応援助成金」として、支払われた固定資産税と同額を５年間助成金として交付する制度です。特にこの様な施策については、長期的な視点で人口維持及び人口減少対策になるものと考えています。

Ｑ４ 六条暗渠工事の完成はいつ頃になりますか。
Ａ４ 徳島県は平成31年の完成を目指しており、現在の工事の進捗状況は約50%と聞いています。

Ｑ５ 高瀬地区は大雨の度に水害に悩まされており、早急に改善をお願いします。この改善策として、板名用水古毛川幹線を一級河川にして頂きたい。
Ａ５ 徳島県に何度も相談に伺ったが、一級河川にするのは難しいと断られています。しかしながら、現状のまま放置するわけにはいかず、農林水産省事業等での整備が出来ないか協議をして行きたいと考えています。

Ｑ６ 上板町の温水プールは冬場が寒く、高齢者が利用しづらい。また、石井ドームでは無料で歩き方やストレッチの講習が受けられるので、上板町でも行って頂きたいのですが。
Ａ６ 石井ドームとは施設を建設した時期や目的が違うので、設備面が不十分なのは認識しており、設備の改善は難しいが検討していきます。
なお、町内在住の75歳以上の方は無料で温水プールが利用できますので健康維持のためご利用ください。

Ｑ７ 福祉避難所で地区によってどこの避難所に行けば良いのか周知をして頂きたい。
また、災害時の対応（避難する場所を支部長等に連絡するなど）を住民に周知をして頂けませんか。
Ａ７ 広報に掲載するなど検討をします。

Ｑ８ 小中学校のブロック塀の点検は出来ていますか。
Ａ８ 町内全ての小中学校の点検を行い全て基準内でありました。
また、基準内であるブロック塀についても、ブロックの中に鉄筋が入っているかの内部調査を、今年度中に行う予定としています。

Ｑ９ 小中学校のエアコンの設置状況はどの様になっていますか。
Ａ９ 町内４小学校及び中学校の特別教室、普通教室全てに設置できています。

Q10 体育館は建設するのですか。
A10 上板町には体育館、図書館、保健センター、また迷惑施設と呼ばれる施設も有りません。
しかし、公約で建設するとしているものの、これらの施設建設にも優先順位を決める必要があります。特に財政的には厳しいものがありますが、町民が望むのであれば将来の子どもたちが利用し、防災（避難所）施設として活用できるものを、検討委員会等の中で考えて行きたいと思います。

Q11 町内の４、５歳児は幼稚園しか選択できず、午後６時迄しか預けられないため、フルタイム勤務では困難な状況なので解消して頂けませんか。
また、幼稚園の統合ではなく、さくら保育所と併せて、認定こども園とすることは出来ないのですか。
A11 高志幼稚園をモデルとして、午後７時までの延長保育を行う予定で検討進めていましたが、教員の急な人手不足のため実施出来ていないのが現状です。
この認定こども園については、総合教育会議でも議題となっていますので前向きに検討して行きたいと思います。

Q12 資源ゴミ、粗大ゴミ回収が中止になった場合は町のホームページで次回の回収日程を載せて頂きたい。
また、大型ゴミのリユースはしないのでしょうか。
A12 次回の回収日程等を含め出来る限りホームページに掲載させて頂きます。
大型ゴミのリユースについては以前無料で住民に提供していましたが、現在は行っていません。中止した経緯等も確認し検討させて頂きます。

懇談会の様子

西老人集会所

南老人集会所

西分老人集会所

農業次世代人材投資資金
〈経営開始型〉

第3回募集

就農してからの期間が短く、経営が不安定な時期の新規就農者に対し資金を交付します。交付要件については次のとおりです。

1 独立・自営就農時の年齢が、原則として四十五歳未満であり、次世代を担う農業経営者となることについての強い意欲を有していること。

以下の5要件を必ず満たす「独立・自営就農」であること

① 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること。ただし、親族から貸借した農地が主である場合は、交付期間中に当該農地の所有権を交付対象者に移転することを確約すること。

② 主要な農業機械、施設を交付対象者が所有し、又は貸借していること。

③ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷、取引すること。

④ 交付対象者の農産物等の売り上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理していること。

⑤ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有している。

2 認定新規就農者であること（上板町で青年等就農計画の認定を受けた者であること。）

◆青年等就農計画が以下の基準に適合していること。

① 農業経営を開始して五年後までに農業で生計が成り立つ計画であること。

② 計画の達成が実現可能であること。

3 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから五年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営展開に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画であると町に認められること。

4 町の「人・農地プラン」に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること。

5 原則として、生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けておらず、「農の雇用事業」による助成を受けたことがある農業法人等でないこと。

6 原則として農林水産省青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）に加入していること。

◆加入は農林水産省ホームページから可能です。

＊交付金額及び交付期間について

交付申請については、上記のすべての要件を満たすことを条件とします。資金の額は、経営開始初年度は交付期間一年につき一五〇万円を交付し、経営開始二年目以降は交付期間一年につき三五〇万円から前年の総所得（経営開始後の所得に限り資金を除く）を減じた額に3/5乗じて得た額（一円未満切り捨て）を交付します。ただし、前年の総所得が一〇〇万円未満の場合は一五〇万円を交付します。また、交付期間は最長五年間（経営開始後五年度分）となります。

◎ **募集期間は 平成30年10月22日(月)から 11月22日(木) です。**

◎ **申請書は役場産業課に用意してあります。**

◎ **認定新規就農者の認定承認を受けられていない方は、「青年等就農計画認定申請書」を提出し、認定される必要があります。**

◎ **書類作成及び必要資料の準備が必要ですので、締切日から余裕を持って事前相談にお越しください。**

● お問い合わせ ●
上板町役場　産業課
☎ 694 － 6806

国土交通省からのお知らせ

河川堤防の刈草を活用しませんか

①吉野川、②旧吉野川の堤防除草で発生した刈草を、堤防付近にて無料で提供しています。

※積み込み時や刈草による事故やトラブル等については一切の責任を負いません。

※予約や取り置きは受け付けていません。

※刈草の譲渡・転売・換金等営利目的の使用はできません。

※他、提供の条件や注意事項がありますので、ご利用いただく場合は左記へお問い合わせください。

【お問い合わせ】
国土交通省　徳島河川国道事務所
①吉野川の刈草
上板出張所　☎六九四－二五三一
②旧吉野川の刈草
旧吉野川出張所　☎六九二－五三五五
（平日の九時～十七時）

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ！

●単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が必要な理由

私たちが、台所や洗濯、風呂、トイレ等から流す生活排水は、川や湖沼、海の水質汚濁の原因の一つになっています。

「単独処理浄化槽」では処理されないトイレ以外の生活排水は、生活排水全体の有機汚濁（水質を汚濁させる汚れ分：ＢＯＤ）のうち七〇％以上を占めるといわれています。

「単独処理浄化槽」は、トイレの排水だけを処理し、生活雑排水は処理していません。

このため生活雑排水も併せて処理する「合併処理浄化槽」に比べて、ＢＯＤの排出量が実に八倍にもなります。

衛生的な生活環境を実現するため、高度成長期からトイレの水洗化を目的とした「単独処理浄化槽」が急速に普及し、現在も多くのご家庭で「単独処理浄化槽」が使用されています。

川や湖、海は、上水道、農業、工業用水、水産業、更には水浴や自然探勝にと、多種多様に利用されています。また、そもそも生物の生息環境として重要であり、生活環境としても身近な存在です。水質が汚濁するとこのような利用が困難になってしまいます。

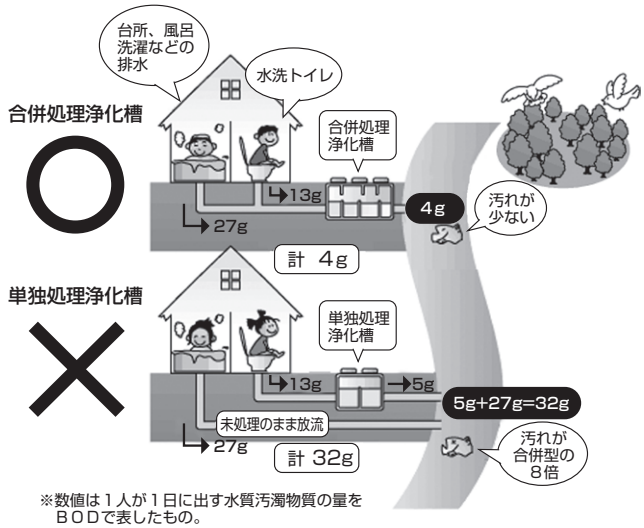

※数値は１人が１日に出す水質汚濁物質の量をＢＯＤで表したもの。

●単独処理浄化槽等をお使いの方へ

徳島県の平成二十八年度末の「汚水処理人口普及率」は五八・九％で全国最下位です。（本町の平成二十八年度末「汚水処理人口普及率」は五四・四％）

皆さんは、ご家庭の浄化槽が「合併処理浄化槽」か「単独処理浄化槽」かご存じですか？どちらを使用しているか分からない方は、ご家庭の浄化槽を確認してみましょう。

「単独処理浄化槽」や「くみ取り便槽等」をお使いの方は、「合併処理浄化槽」への転換をお願いします。

本町では、個人の方が行う「合併処理浄化槽」への転換等に対する補助を行っています。補助制度の詳細については、上板町ホームページに掲載しています。補助金を利用して「合併処理浄化槽」に切り替えましょう。

※「汚水処理人口普及率」とは、農業集落排水施設、下水道等を利用できる人口に、「合併処理浄化槽」を利用している人口を加えた値を、総人口で除して算定した、汚水処理施設の普及状況の指標です。

お問い合わせ　上板町役場　環境保全課　☎ 694 － 6813

10月1日は浄化槽の日です。

この日は、浄化槽に関する諸制度を整備した「浄化槽法」が、昭和六十年十月一日に施行されたことを記念して設けられました。

浄化槽は、下水道や農業集落排水と同様、し尿や生活雑排水を処理するための優れた性能を有しています。

浄化槽を適正に維持管理し、きれいな水環境を守りましょう。

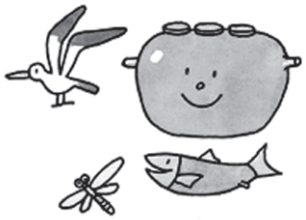

合併処理浄化槽を設置しましょう

公共水域等への水質汚濁を防止するために、平成十三年四月一日より浄化槽法が改正され、単独処理浄化槽の設置が原則禁止されました。また、現在設置されている単独処理浄化槽を合併処理浄化槽への転換等に努めるものとされました。

川や海の豊かな自然を守るために、合併処理浄化槽を設置しましょう。

合併処理浄化槽の利点

- 生活排水の汚れが約一〇分の一に減り、きれいな排水なので安心して流せます。
- わずかなスペースがあれば短期間で設置できます。
- 設置費用については補助制度があります。

浄化槽法定検査のお知らせ

浄化槽を設置されている方は、一年に一回、浄化槽の水質に関する検査（法定検査）を受けなければならないと浄化槽法に規定されており、業者が行う保守点検・清掃とは別に受けなければいけません。

次の期間、徳島県知事指定検査機関である、（公社）徳島県環境技術センターから対象施設には申込書を送付し、連絡・訪問しますので、ご協力をお願いします。

- **期間**
  平成三十年十二月十一日(火)～平成三十年十二月十九日(水)まで
- **対象地区**
  上板町　全域
- **お問い合わせ**
  (公社)徳島県環境技術センター
  ☎〇八八－六三六－一一三四
  【お客様相談室】
  ☎〇八八－六三六－一一七七

生ごみ処理容器等でごみの減量化に取り組みませんか

生ごみの減量化及び資源化を推進するため、**家庭用生ごみ処理容器等の購入に補助金制度**を設けておりますのでご活用ください。

詳細は、町ＨＰをご覧いただくか環境保全課へお問い合わせください。

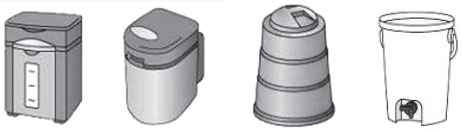

補助金額　補助対象経費は処理機等本体の購入価格です。運搬費や設置費等は補助対象外です。

①生ごみ処理容器（例：コンポスト・EM菌等使用容器）
購入価格の２分の１以内の額で、3,000円を限度。

②電気式生ごみ処理機（例：乾燥式・バイオ式）
購入価格の２分の１以内の額で、25,000円を限度。

※今年度から電話予約制度を導入しました。お電話一本で予約受付致します。
※補助金の交付は１世帯につき１回限りで、生ごみ処理容器又は電気式生ごみ処理機のどちらか１台となります。
※先着順に受け付け、補助台数に達し次第、締め切りとなりますので補助金希望の方は事前に環境保全課へお問い合わせください。

手続き方法などお問い合わせ▶上板町役場　環境保全課　☎694－6813

次回の大型ごみ引取り日時

引取り場所　上板町リサイクルセンター（役場西隣）

※引取りには、大型ごみ一品につき「大型ごみシール」が一枚必要です。

10月10日（水）
午前9時～午後4時

犬及び猫の避妊・去勢手術に助成をします

上板町役場 環境保全課

概要

あなたの大切なペットに、子犬や子猫が生まれても、育てる自信がないときは、避妊・去勢手術を受けさせましょう。犬や猫は、生まれて1年もたたないうちに子どもを産むようになり、1回の出産で3～5頭の子犬や子猫が生まれます。望まない繁殖を防ぎ、不幸な犬や猫を増やさないために、避妊・去勢手術を受けることをおすすめします。

応募要領

対　　象
①町内に住民登録を有する方。
②上板町内で飼育されている犬及び猫。
③犬については登録と平成30年度において狂犬病予防接種を受けていること。
④町税等の滞納がない方（世帯）。

助 成 額
①1頭につき5,000円　(助成予定頭数 40頭)
②助成金額は予算の範囲内とし、1世帯につき，当該年度は2頭まで。
③応募者多数の場合は，抽選となる場合があります。

申込方法
往復はがきに1枚に1頭記入の上、公益社団法人徳島県獣医師会へお申し込みください。
[申込先]〒770－8007　徳島市新浜本町二丁目3番6号　(公社)徳島県獣医師会

記載事項
①飼い主の住所、氏名、電話番号、犬・猫の別、名前、年齢、性別、毛色。
②犬の場合は、犬の登録鑑札番号、及び狂犬病予防注射済票番号。
③返信用はがきの宛名欄にも、申し込み者の住所、氏名、郵便番号を記入してください。

申込期間
平成30年10月1日から平成30年10月31日まで（必着）

手術実施期間
平成30年11月15日から平成31年1月20日まで

助成方法
①認定書（返信はがき）を受け取った方は、事前に指定動物病院にお問い合わせの上、上記期間に手術を受けてください。
②費用の支払いは手術手数料から5,000円を差し引いた金額をお支払いください。
※上記の手術期間を過ぎた場合、この事業による手術は受けられなくなりますので、ご注意ください。
※手術手数料は動物病院により異なります。

注意事項
①手術を受けられるときは、認定書(返信はがき)と印鑑を持参してください。
※また、獣医師が犬や猫の健康上、不適当と判断した場合は、手術を実施しない場合があります。
②認定書を受け取り後、手術を受けることができなくなった場合は、環境保全課まで至急ご連絡ください。

お問い合わせ
(公社) 徳島県獣医師会　☎ 088－663－6607
上板町役場 環境保全課　☎ 694－6813

記入例

表面

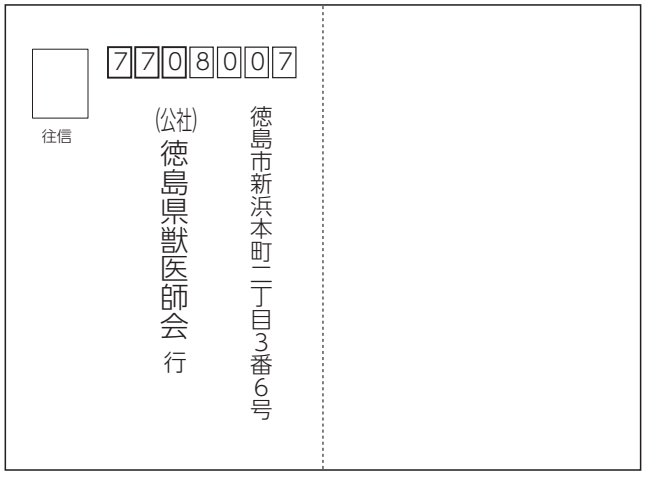

裏面

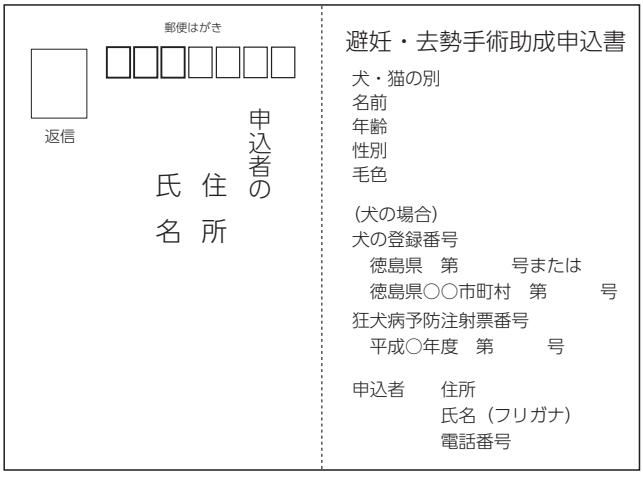

狂犬病予防注射の実施について　お知らせ

飼い犬は法律により、生涯一回の登録と毎年一回の狂犬病予防注射を受け、つないで飼うことが義務づけられています。

本年度も五月に集合注射を実施しましたが、まだ注射を済ませてない犬は下記の日程表のとおり実施しますので受けさせてください。

また、新しく犬を飼い始めた方は、前もって登録していただき円滑に注射ができますようご協力ください。

この日程で都合の悪い方は、動物病院で受けてください。

●登録は、獣医師会に加入の動物病院でもできます。

●登録犬が死亡したときは、必ず役場環境保全課まで死亡届を提出してください。

●町内での住所・飼い主の変更又は町外からの転入のあった場合は役場環境保全課まで、他市町村へ転出された場合には新たな所在地の役場等へ、変更届を出してください。

登録済犬	狂犬病予防注射	3,000円
	計	3,000円
新規登録	登録	3,000円
	狂犬病予防注射	3,000円
	計	6,000円

◇当日は、担当獣医師の指示に従い、注射を受けてください。

◇時間・場所を確認の上、犬をお連れください。

◇トラブルの原因になりますので首輪が抜けないようにしっかりとしめてください。

平成30年10月12日　金曜日

時間	場所	時間	場所
9:15～9:30	泉谷集会所	13:10～13:30	椎本多目的集会所
9:40～10:00	松島神社前	13:40～14:00	馬道会館
10:10～10:25	門田集会所	14:10～14:25	文化センター
10:35～10:55	鳥屋集会所	14:35～14:50	大山町集会所
11:05～11:20	天目一神社前	15:00～15:15	小柿ごみステーション前
11:30～11:45	旧ＪＡ高志支所東部集荷場	15:25～15:50	上板町役場駐車場

※ 野犬・放し飼い等の苦情のお問い合わせは下記のとおりです。
神山町阿野字長谷333　徳島県動物愛護管理センター　☎088－636－6122

犬のふんは持ち帰りましょう！

自分の家の前に犬のふんが放置されていたらどう思いますか?道路・公園などの公共の場所に犬のふんがあると、不衛生でみなさんが不快に感じます。

飼い犬の散歩の際、ふんをそのままにして立ち去る一部の心ない人の行為が周りを困らせたり、不愉快な気持ちにさせてしまいます。飼い主には、飼い犬のふんを回収する責任があります。

上板町環境美化の推進に関する条例では「犬の飼い主等は、自ら飼育し、又は保管する犬が公共の場所において、ふんを排泄したときは、当該排泄物を適切に処理しなければならない。」と定めています。

犬の散歩の際は、ふんを処理するための用具を携行して犬のふんの処理を行いましょう。気持ちよく暮せる快適な町づくりのために、犬を散歩をさせるときはマナーを守るようご協力をお願いします。

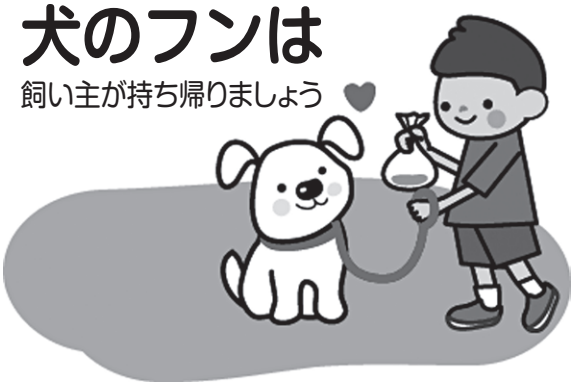

上板町役場　環境保全課
☎六九四－六八一三

上板町シルバー人材センター会員 大募集

シルバー人材センターは、高年齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに地域社会の活性化に貢献する組織です。健康で働く意欲のある方を募集しています。

会員になるには

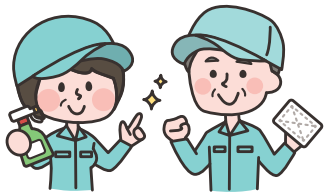

上板町内に居住する原則６０歳以上の方で働く意欲のある健康な方。入会説明を受け、センターの趣旨に賛同し、入会申込書を提出して頂ければ会員になれます。

主な仕事内容

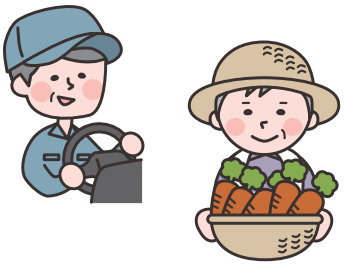

- 一般作業分野　除草・草刈り・除草剤散布・屋内外清掃・墓地清掃など
- 農　作　業　にんじん収穫・庭木 消毒（動噴所有の方）など
- サービス業　調理補助・施設管理・ショッピングカート整理など
- 技能分野　庭木や果樹の剪定など
- 運転業務　送迎バス運転（大型免許所有の方）など

そ　の　他

① 会員に合った仕事を紹介します。技能を活かし自分のペースで責任を持って完成させます。
② 会員登録して頂いても必ず仕事が提供されるとは限りません。**「生きがいを得るための就業」**を目的としています。
③ 仕事をした報酬は、配分金として月末締め、翌月の１０日にセンターから支払います。
④ 就業中、または就業途中で万一けがをした場合には、シルバー保険で対応します。

高齢者の社会参加を応援します!

仕事をされた方は、傷害保険 1,000 円を年会費として納めていただきます。

お問い合わせ

上板町社会福祉協議会
上板町シルバー人材センター
☎ 088−694−6155
所在地：上板町西分字橋西 1−11
（上板町老人福祉センター内）

「とくしま上板熱中小学校」 授業日誌 Vol.14

平成30年９月15日(土)に、とくしま上板熱中小学校の第３期修了式が技の館にて執り行われました。丸山校長、松田町長からご挨拶を賜り、83名の生徒が修了証書を授与されました。

式が終わり、今期最後の交流会が始まりました。午前中に一部の生徒とスタッフが集まり、50人前のお稲荷さんやおにぎり、そば米汁、冬瓜、サツマイモ、チョコブラウニーを作ってくれました！野菜やお米は生徒さんの持ち寄りというから驚きです。さらに県外の生徒さんから梨の差し入れがあり、皆でワイワイ、美味しく頂きました。

さて、第４期が平成30年９月29日(土)から始まりました。10月６日(土)と７日(日)は２日間かけて陶芸の授業があります。授業は始まりましたが途中からでも参加可能ですので、ご興味のある方は左頁連絡先までお問い合わせください。

修了証書授与

交流会の様子

皆勤賞授与

第26回上板町国民健康保険主催

歩け歩け大会開催のお知らせ

上板町では、町民の皆さまの健康の保持増進と国民健康保険事業の円滑な運営を図るため、毎年「歩け歩け大会」を実施しています。

今年度は、薬用植物園や引野地区の自然の豊かさを感じ、丸山古墳や北池城跡等の上板町の歴史に触れながらのコースになっています。

ご家族やお友達と一緒にご参加いただき、すがすがしい空気にふれ、ウォーキングを楽しみましょう！！

1 日　時

平成30年10月21日(日)

☆受　付　午前　8時40分～
☆スタート　午前　9時
☆解　散　午前12時頃(予定)

●小雨決行(中止の場合は防災無線でお知らせします。)

2 受付場所

上板町役場正面玄関前

3 参加対象

どなたでも参加できます。【参加費無料】
※小学生以下の参加の場合は、保護者の同伴が必要です。

4 申込方法

お電話にてお申し込みください。
申込締切　平成30年10月19日(金)

5 申込先

上板町役場 税務課 ☎ 694-6807

6 持参するもの

飲み物・タオル・雨具など

7 その他

・体調を整えてチャレンジしてください。
・ごみの回収はいたしませんので、各自でお持ち帰りください。
・水分補給は十分に行ってください。

歩け歩け大会コースマップ(約8km)

上板町役場 ➡ 薬用植物園 ➡ 技の館(トイレ休憩)
➡ 北池城跡 ➡ 熊野神社 ➡ 丸山古墳
➡ 安楽寺(トイレ休憩) ➡ 上板町役場

お問い合わせ　**とくしま上板熱中小学校事務局**(一般社団法人ジャパンブルー上板 内)
〒771-1310 上板町泉谷字原東32番地4　TEL 694-7766　FAX 694-7767　ai@necchu-kamiita.com

小学生 敬老の日作文

ぼくのおばあちゃんとおじいちゃん

神宅小学校　六年
谷口敦思

ぼくは、おばあちゃんと一緒に暮らしています。五人家族です。おばあちゃんは、家族が仕事や学校に行っている時にごはんを作ってくれます。ぼくの好きなふしめんじるをよく作ってくれます。ふしめんじるの作り方やだしのとり方を見ていると味見をさせてくれます。それがうれしくて、ぼくは時々料理を手伝っています。

そして、ぼくの習字や水泳の送りむかえもしてくれます。

「おかえり。」

「いってらっしゃい。」

と言って送りむかえをしてくれて、ぼくの習い事をいつも応えんしてくれます。

でも、そんなおばあちゃんは、昔、バイクの事故にあってから、目が見えにくくなったり、足も痛くなったりしたので手術をしています。おばあちゃんは、いつも出かける時につえを持って行きます。階段を上る時は、手すりを持って上らなければいけないし、一度に長いきょりは歩けないので、お出かけはあまりできません。だから、いつも応えんしてくれる水泳大会や運動会は、

「行けなくてごめんね。がんばってきいよ。」

と、言ってくれます。本当は、見に来てほしいけれど、おばあちゃんには、足を大事にしてほしいので、ぼくは、たくさん話ができるようにがんばっています。

ぼくは、将来おばあちゃんが歩かなくても一緒に出かけられるようにキャンピングカーを買って、いろいろな所に連れて行ってあげたいです。その時は、ぼくがふしめんじるを作ってあげたいです。

それと、ぼくはおじいちゃんに会ったことがありません。なぜかというと、ぼくや姉ちゃんが生まれる前に、病気で天国に行ってしまったからです。おじいちゃんは、昔、野球が好きだったことやつりや山が好きでよく行っていたことを聞きました。ぼくは、それを聞いてもっと長生きしてほしかったと思うし、つりや山に連れて行ってほしかったと思っています。もし、今おじいちゃんに会えたら、

「つり連れて行って。」

と言うと思います。

いつも見ているおじいちゃんは、写真だけなので、おじいちゃんをもっと見てみたいと言ったことがあります。すると、お母さんが結婚した時のビデオを出してくれました。その中には、式に来てくれた人と話をし、おばあちゃんと一緒にすわっているおじいちゃんがいました。それを見た後、ビデオの中では元気だったおじいちゃんが今はいないのでさびしくなりました。おじいちゃんのことを見て、いろんなことを想像してみました。ぼくは、まだつりも上手ではないけれど、おじいちゃんのさおやつり道具が家にそのままたくさんあるので、早くそれを使えるようになりたいです。

おじいちゃんおばあちゃんの野菜

東光小学校　六年
稲井凛

私のおじいちゃんとおばあちゃんは、私の家から車で十分くらいの所に住んでいます。近いので、よく遊びに行きます。

おじいちゃんとおばあちゃんは、一年を通して何種類も野菜を作っています。今の時期は、トマトやピーマン、なすびやとうもろこしを作っています。毎日水をあげたり、様子を見たりして大事に育てています。

その中でも私が一番好きな野菜はピーマンです。なぜなら、おじいちゃんとおばあちゃんが作ってくれたピーマンは、こい緑色でつやつやしていて甘いからです。おばあちゃんには、

「ピーマンが好きや、めずらしいなあ。」

と、言われますが、とてもうれしそうな顔をしています。今年のピーマンもとってもおいしくて、毎日食べています。だけど、

「今年は、もうピーマンは終わりやなあ。」

と、おばあちゃんが言っていました。あんなにきれいなピーマンができていたのに、どうして急に終わりなのかたずねると、

「雨が続けてたくさん降ったからピーマンの実がしわしわになってしまったんよ。あんなにきれいにできていたのになあ。」

と、とても残念そうに言っていました。私も残念な気持ちになりました。

あんなに大事に育てていても、雨が長く続いたり、日光に当たらなかったりすると、きちんとした野菜が育たないんだなと思いました。また、全く雨が降らなくても育たないそうです。だからおじいちゃんとおばあちゃんは水やりをするのですが、今年の夏は特に暑いので熱中症にならないか心配でした。私も夏休みには毎日おじいちゃんとおばあちゃんの家に行くので水やりのお手伝いをしたいと思います。

そして、夏が終わると次は稲刈りです。稲刈りをしている時期はとてもいそがしくてつかれるのでこしが痛いともよく言っています。おじいちゃんとおばあちゃんには、ずっと元気でいてほしいので、あまり無理をしないでほしいです。こしが痛いときには、こしをふんであげたいです。

これからもおじいちゃんとおばあちゃんにはずっと元気に長生きしてほしいです。そして、いっぱい話をしたり、遊んだりしたいです。おじいちゃんとおばあちゃんの作った愛情いっぱいのおいしい野菜もずっと食べられるように私もできるお手伝いをこれからもいっぱいしていきたいです。

ぼくの「ジジ」

松島小学校　六年
土屋慧悟

ぼくは、祖父のことをジジとよんでいます。ジジは、スキーや野球などいろいろなスポーツがとっても得意です。ぼくにスキーのすべり方や安全な転び方、リフトの乗り方などを教えてくれました。野球ではキャッチボールやバッティングを教えてくれるし、バッティングセンターにもつれていってくれます。ほかにもテニスの打ち方やラリーの仕方、卓球でのスマッシュの打ち方、回転のかけ方などを教えてもらいました。

でも、色々教えてもらったり遊んだりした中で、ジジが一番得意なのはつりです。ジジはつりがとても上手です。ジジは、夏はアユという魚をつりに川へ行きます。そして、冬はグレやイカをつりにいそづりに行きます。ぼくは、アユつりはまだ教えてもらってないけれど、いそづりや穴づりは教えてもらっています。だから、ジジといっしょにグレやアジを宇和島につりに行ったり、穴づりではカサゴやギンポを鳴門につりに行ったりしています。そしてつった魚は帰ってからバアバがさし身やからあげ、煮付けにしてくれます。とってもおいしいです。

でもぼくがジジと一緒にすることの中で一番好きなのは、川で泳ぐことです。ぼくは川では流れに乗って泳ぐ「川流れ」をやったり、川岸の岩の上から川に飛び込んだりします。水中メガネをして川にもぐると自分の横をアユが泳いでいるのが見えます。ジジといっしょにあみでゴリやテナガエビ、オタマジャクシなどの生き物を捕まえたりしてとっても楽しいです。

こんなふうにジジはたくさんぼくと遊んでくれるけど、ぼくが生まれる少し前に病気で入院したと聞いています。今も病院で薬をもらって飲んでいるのを見て、ジジは今はとても元気だけれど、ぼくはまた病気にならないか少し心配です。いつまでも元気でたのもしいジジでいてほしいです。そして、これからもずっといっしょに川に行きたいです。ぼくが大きくなったら、いそづりやアユつりにもいっしょに行きたいです。いつまでも元気なジジでいてください。

いつもありがとう

高志小学校　六年
藤原隆成

僕には夢があります。その夢とは、「りゅうちゃん、医者になって、じいちゃんが病気になったら治してよ。」という祖父の言葉を実現することです。その夢に向かって僕は毎日努力を重ねています。

今僕たちは、総合的な学習で、「職の大切さ」「食の大切さ」そして、「生産者の想い」を学んでいます。一学期には、養豚農家さんからお話を聞き、実際に養豚場に見学に行きました。その中で、生産者の工夫や苦労されていることを聞きました。そして、そういった工夫や苦労の裏側には豚肉を食べてくれる人たちへの優しさや思いやりがあることを知りました。この学習をしている中で、ふと僕の祖父母の顔が思い浮かびました。なぜなら、僕の祖父母も農作物の生産者として、人々の生活を支えているからです。

僕が知っている普段の祖父母は、朝は早い時間から夜は遅い時間まで忙しそうに働いています。また、農業は天候の影響を受けやすく、場合によっては、真夜中に暗闇の中、畑の見回りもしているそうです。このように大変な仕事は、今の僕には絶対できないと思います。しかし、どんなに大変な日々でも、祖父母は一言も弱音をはかず、野菜を食べてくれる人のことを考えながら一生懸命働いています。そしてその上で、僕たちへの愛情も示してくれています。だから、僕はいつも祖父母を尊敬し、祖父母に感謝しています。しかし、この思いを直接伝えることがなかなかできないので、今ここで祖父母への感謝を表したいと思います。

「おじいちゃん、おばあちゃん、いつも忙しいのに、僕と妹のことを気にしてくれてありがとう。今は、感謝を言葉でしか伝えることができないけど、いつかある形で恩返ししたいと思っているよ。それは、医学の道へ進み、様々な知識や技術を身につけて、もしおじいちゃん、おばあちゃんが病気になった時には、僕の手で治すことができるようにすることだよ。『りゅうちゃん、毎日がんばっとるけど、無理してない？』といつも僕の身体のことをよく心配してくれるけど、おじいちゃん、おばあちゃんが健康に過ごしてくれることが僕にとって一番大切だからね。自分の身体には十分気をつけてね。いつも、ありがとう。」

言葉は形で見えないけれど、家族の絆と確かな気持ちはここにあります。僕は、祖父母のような社会に貢献できる人を目指し、日々の努力と感謝を忘れず成長していきたいです。

あなたの声をお聴きします

行政相談週間

十月十五日（月）から二十一日（日）までは、「行政相談週間」です。

行政相談週間は、行政相談制度を広く国民の皆様にお知らせして利用していただくために、総務省が全国一斉に実施しているものです。

上板町では、この行政相談週間に行政相談委員が、徳島行政監視行政相談センターの支援のもと、次のとおり行政相談所を開設します。

役所の仕事について、苦情がある、困っている、こうして欲しい、役所の説明や対応に納得がいかない、どこに相談してよいか分からない、制度や仕組みが分からないなど、お気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

■日時　十月十七日（水）
午後一時三十分から午後四時まで

■場所　上板町老人福祉センター

■担当行政相談委員　清水　容治　さん
嘉重　茂　さん

人権相談

上板町では法務大臣より委嘱をうけた人権擁護委員が、皆様の人権についての相談を受けたり、法務局と連携しながら人権を守る活動を行っています。お気軽にご相談ください。

平成三十年十月は次のとおりです。

■開催日時　十月十七日(水)
午後一時三十分～午後四時

■開催場所　上板町中央公民館・第一会議室（役場二階）

行政書士による無料相談会のお知らせ

行政書士が、①官公庁に提出する書類、②権利義務に関する書類、③事実証明に関する書類の作成について無料で相談に応じます。

■日時　平成三十年十月三十日（火）
午後一時～午後三時まで

■場所　上板町中央公民館　第一会議室

■主催　徳島県行政書士会徳島北部支部
担当・多田令修
（☎〇八八－六三七－五七七八）

子育て相談会『しゃべり・あい』

幼稚園・小学生の保護者を対象とした「個別相談会」を開催します。

毎日の子育ての中で、困ったことや気になること、悩み事や誰かに聞いて欲しいことなどありませんか。気楽にご相談ください。

なお、個別相談は予約制とし、電話で直接受け付けます。

■日時　十月二十七日（土）
午後七時～午後九時まで

■場所　上板町子ども・若者相談支援センター『あい』
（上板町ＩＴセンター二階）

■お問い合わせ
相談支援センター『あい』
☎六三七－六〇〇六（九時～十七時）
（土・日・祝日は休み）

上板町消費生活相談窓口からのお知らせ

平成二十九年度に上板町消費生活相談窓口に寄せられた相談件数は一三九件（前年度より六件増）でした。

年代別では、七〇歳以上の方の相談が最も多く、続いて六〇歳代、五〇歳代の順となっています。はがきやＳＭＳによる架空請求に関する相談が多く寄せられました。相談事例の一部を紹介します。

●はがきやメールによる架空請求に関する相談

【事例1】消費料金に関する支払い最終告知のお知らせというはがきが届き、連絡がなければ財産などの差し押さえをするといった記載があるが覚えがない。

【事例2】スマホに実在する事業者から有料サイトの登録料金が未納だとメッセージが届いた。本日中に連絡がない場合法的手続きに移行すると記載があり、確認の電話をかけると支払わないと裁判になると言われた。

●不審な電話・なりすまし電話に関する相談

【事例1】消防署や警察から「防災の注意喚起」「詐欺の注意喚起」等と言って電話があり、一人暮らしか、息子はどこに住んでいるか等家族構成や個人情報を聞かれた。

●訪問販売・電話勧誘に関する相談

【事例1】「瓦が落ちているので屋根を見てあげる」と屋根・外壁塗装業者の訪問があり、修理が必要なので今日契約したら安くすると強引に迫られ契約してしまったが解約したい。

【事例2】「血液がよくなる、足腰が悪い人に効く、毛髪まで生える」などと健康食品の執拗な電話勧誘を受け一ヶ月分注文したところ、継続しなければ効果が出ないからと長期契約をさせられた。

今回紹介した案件はあくまで一部です。事例以外の電話勧誘や、訪問販売など消費生活相談についても左記までご相談ください。

◆消費生活に関するご相談は
上板町消費生活相談窓口へ
秘密厳守・相談無料　☎六九四－六八一六
相談受付　平日九時～十六時三十分
（土・日・祝・年末年始を除く）

今月の納付期限について

税務課からのお知らせ

十月は町県民税・後期高齢者医療保険料（三期）及び国民健康保険税（四期）の納付月です。

納付期限は十月三十一日（水曜日）です。

納付期限内にお納めくださいますようお知らせします。

口座振替の方は、十月三十一日に引き落としいたしますので、残高のご確認をお願いします。

※転出・婚姻等、世帯状況に異動があった場合でも、自動的に解約とはなりませんのでご注意ください。

口座振替

■口座振替の手続き

通帳と通帳届出印を持参し、上板町内取扱金融機関窓口でお申し込み下さい。

■ご利用いただける町税（料）

町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

■取扱金融機関

阿波銀行、徳島銀行、板野郡農協、ゆうちょ銀行

お問い合わせ
上板町役場　税務課
☎六九四－六八〇七

介護保険からのお知らせ

十月は介護保険料（第四期分）の納付月です。納期限は平成三十年十月三十一日です。納期限内にお納め下さいますようお知らせします。

口座振替の方は、十月三十一日に引き落としいたしますので残高の確認をお願いします。

被保険者の方に死亡や転出など異動があった場合は福祉保健課で資格喪失の手続が必要です。死亡による喪失の場合は、年金の喪失手続きも忘れず行って下さい。年金手続については、受給年金の各年金保険者へお問い合わせ下さい。

保険料変更に伴う還付のお知らせ通知が届きましたら速やかに福祉保健課で手続きをお願いします。

■お問い合わせ
上板町役場　福祉保健課　☎六九四－六八一〇

相談窓口

地域で暮らす高齢者のみなさんを介護、福祉、健康等総合的に支えていくための拠点として上板町地域包括支援センターがあります。相談業務のほか介護予防事業なども行っています。今すぐに介護保険を使う必要がない場合でも、日常生活に関する相談など気軽に相談してください。

地域包括支援センター　☎六九四－五五九七
上板町老人福祉センター　☎六九四－六一五五

いちょう家族会

いちょう家族会は、平成十二年十二月に発足した上板町内に住む精神障がい者の家族の会です。家族同士が、思いを分かち合い、また、障がい者が地域であたりまえに生活できることを願っています。

家族会の役割と活動は次のとおりです。

①病気や障がいについての理解と家族同士の交流

家族同士の情報交換、研修会やレクリエーションを実施し親睦を深めます。

定例会は、次のとおり開催しています。（日時については変更することがありますのでお問い合わせ下さい。）

【日時】奇数月第三金曜日
十三時三十分～十五時
【場所】ふれあい工房
（上板町社会協議会の東）

②社会理解のための活動

地域活動（会活動紹介、広報、ボランティア等）をとおして、障がい者への正しい理解を求めてゆきます。

③行政への働きかけ

国、県、市町村へより良い医療や保健、福祉を求めてゆきます。

一人で悩んでいらっしゃる方、いろんなことを語り合い、励ましあってゆきましょう。

お問い合わせ
上板町役場　福祉保健課　保健師
☎六九四－六八一〇

「さくら親の会」の活動を紹介します。

「さくら親の会」は、様々な障がいや発達の課題がある上板町内の方たちの家族会です。

会の活動をとおして家族が互いに親睦を深め、喜びや悩みを分かち合い、学び合いながら安心して過ごせる地域を築いてゆくことを願っています。

活動内容

○親同士の親睦を図る。

定例会を開催し情報交換・親睦を図る。

定例会は次のとおり開催しています。（日時は、変更することがありますので、お問い合わせください。）

【日時】
毎月第三金曜日
午後七時三十分から九時まで
【場所】
あおばの郷ホールインディゴ四階
（神宅字西金屋三六－一）

○研修会の開催と参加

視察研修や学習会を開催
県や町の開催する研修会に参加

○親相談

子どもの成長発達や子育てに悩む親の相談

お問い合わせ
上板町役場　福祉保健課　保健師
☎六九四－六八一〇

《《 特定健康診査を受けましょう！》》

平成30年度特定健康診査がスタートしています。年に1度は身体の定期健診をしましょう！
今年の受診券の有効期限は **平成31年1月31日(木)** です！期限内に受けるようにしましょう。

特定健康診査とは？

あなたの今の身体の状態をチェックし、病気の発症や重症化を予防すること、また早めの治療につなげることも目的に実施しています。日ごろの生活習慣が大きく関与している生活習慣病は、自覚症状がないまま進行していくため、特定健診で自分自身の健康状態を知りましょう。

対象者は、40～74歳の上板町国民健康保険加入者、および被用者保険の被扶養者です。

重要

★通院中の方も特定健診の対象者です!!

生活習慣病（高血圧や糖尿病、脂質異常症など）以外で通院中の方は、生活習慣病の早期発見につながります。

また、生活習慣病で通院中の方は、医師による治療に加え、保健師、管理栄養士などがあなたの食生活などの生活改善についてサポートします。

※詳しくは、あなたのかかりつけ医にご相談ください。

特定健康診査って**どれくらい**の人が受けているの？

上板町国民健康保険における特定健診受診率は、特定健診開始当初と比較すると13.1%増加していますが、県内1位と比較すると、およそ半分ほどと大幅に下回っています。県内市町村の受診率と比較すると、平成28年度の受診率は24市町村中15位と下位に位置しています。

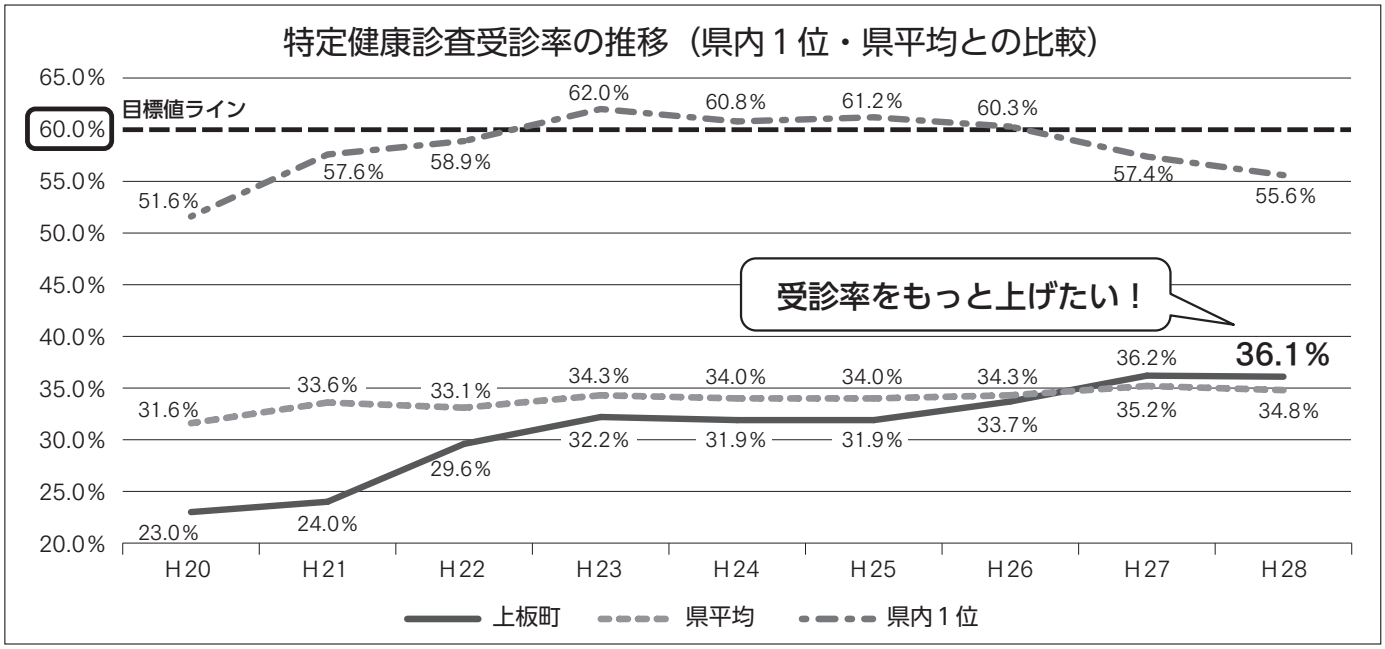

特定健診を受ける**メリット**は？？

●特定保健指導・栄養指導

健康診査の結果に基づいて、上板町の保健師や管理栄養士から健康管理に関する支援が受けられます。あなたに合った生活改善方法を一緒に考えていきましょう。

●健康寿命の延伸

自覚症状のない生活習慣病の予防・早期発見ができます。また、重症化を防ぐことができます。

医療機関に定期的に通院中の方でも受けることができます。1回分の血液検査を特定健診の受診券を出して受けるようにしましょう。

●医療費や国保保険料の増加の抑制

大切な健康を守るだけでなく、病気を早期に発見・重症化を予防することで、医療費や保険料の増加を抑制することにもつながります。

平成30年度後期高齢者医療制度の
歯科健康診査について

後期高齢者医療制度に加入されている節目の年齢の方を対象に、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックし、口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するため、歯科健康診査を実施しています。

また、徳島大学歯学部において、口腔内ケアと体の健康、医療費や介護給付費との関連を調査しています。定期健診を受けたり口腔ケアを行うことは、全身の健康にとても重要であることが示されています。

今年度の対象者は、ぜひ歯科健診を受診しましょう。

対象者　○**昭和１７年、昭和１２年、昭和７年、昭和２年**　生まれの方

但し 長期入院患者や施設入所者は**対象外**です。

（長期入院患者や施設入所者の方は、すでに健康状態を把握され、医師や施設管理者等の指導を受けていると考えられることから、歯科健康診査の対象者から除いています。）

※なお、対象者には歯科健診受診券のハガキが送付されています。

受診場所　**徳島県歯科医師会会員で後期高齢者の歯科健診を実施する歯科医院**

○受診可能な歯科医院の一覧表を上板町役場窓口・広域連合窓口で配布しています。
また、広域連合及び県歯科医師会のホームページに掲載中です。

受診方法　**事前に電話等にて健診実施歯科医院にご予約の上受診してください。**

健診項目　問診、口腔内診査、口腔機能評価等

受診費用　無料

受診期間　平成30年9月1日～11月30日

持っていくもの　後期高齢者医療被保険者証と歯科健診受診券のハガキ

その他注意事項

○健診の予約日を忘れないようにしてください。
○歯科健診は期間中に**１回のみ**です。後日重複受診が判明した場合は費用を請求させていただきますのでご了承ください。
○歯科健診自体は**無料**ですが、その後に治療行為が行われる場合は**有料**となりますのでご注意ください。
○健診結果は、広域連合又は上板町での口腔保健指導及び徳島大学との共同研究による分析調査に活用される場合がありますので、ご了承ください。

後期高齢者医療制度の歯科健康診査に関するお問い合わせ

徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課
徳島市川内町平石若松78番地1　☎088－677－3666

保健師からのお知らせです

1．「各種集団がん検診・特定健康診査」について

●実 施 日
平成30年10月25日(木)
受付時間　8時30分～10時

●受付場所
上板町農村環境改善センター
1階玄関

健診項目	対象者	健診内容	自己負担金
胃がん検診	40歳以上	バリウム検査	1，000円
大腸がん検診	40歳以上	便潜血検査2日法	500円
肺がん検診	40歳以上	胸部X線撮影	無　料
特定健康診査 (※受診券が必要)	40歳以上	身体測定、血液検査、尿検査、医師の診察	1，000円

申し込み　**受診を希望する方は10月18日(木)までにお申し込み下さい。**

申し込み先　上板町役場　福祉保健課・保健師まで　☎(694－6810) にて申し込みください。
＊次回の検診日は、12月6日(木)です。

2．「乳がん集団検診」・「骨粗しょう症検診」受診者募集について

実施日	健診項目	対象者	検診内容	自己負担金
平成30年 11月27日(火)	乳がん検診	40歳以上の女性	マンモグラフィー撮影	1，500円
	骨粗しょう症検診		骨粗しょう症検診	500円

●実施時間　13時30分～16時30分　(時間予約制)

●受付場所　上板町農村環境改善センター　1階農事研修室

申し込み　10月15日(月)から先着順に受付し、募集人数(40人)に達し次第締め切ります。

申し込み先　上板町役場　福祉保健課・保健師まで　☎(694－6810) にて申し込みください。
＊申し込まれた方には問診票を送付します。

3．高齢者の予防接種について

1）高齢者のインフルエンザ予防接種について

高齢者個人の発病および重症化を防ぐために、季節性インフルエンザの予防接種を下記のとおり行います。接種を希望する方は、**⑥の接種医療機関へ直接申し込んで下さい。**

① 対 象 者

1．上板町に在住している65歳以上の者。(昭和28年11月・12月及び昭和29年1月生まれの方は、満65歳に到達した日から接種対象になります。)
2．60歳から65歳未満の者であって、心臓、じん臓、若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの。
3．1または2に該当し、自分で接種の意思確認ができて予診票に自分で署名できる者。(自署できない方は、代筆者が署名し、代筆者の氏名、住所、電話番号、被接種者との続柄を記載すること。)

② **実施期間**　**平成30年11月１日から平成31年１月15日（医院の診療時間）**
（この期間以外にうけた方は、定期予防接種の該当にはなりません。）

③ **接種回数**　１回

④ **持ってくるもの**　健康保険証または後期高齢者医療被保険者証（住所と年齢確認のため）

⑤ **費　　用**　**自己負担額は、1,600円です。**
なお、65歳以上の生活保護受給者の方は無料になりますので、⑥の接種医療機関に申し出て下さい。

⑥ **町内接種医療機関**（あいうえお順）

井内内科　井内廣重医師　☎694－5353	（東）野田医院　野田五朗医師　☎694－2008
井関クリニック　井関俊彦医師　☎637－6066	（西）野田医院　野田泰弘医師　☎694－2009
友成医院　友成信二医師　☎694－5515	

平成29年度より、広域化（上板町以外の契約医療機関においても接種できる体制）が開始しました。
町外の契約医療機関での接種を希望される方は、上板町役場福祉保健課（☎694−6810）までお問い合わせください。

※⑥の医療機関以外で接種を希望される方には、予診票等を上板町役場 福祉保健課窓口または郵送にてお渡しいたします。

2）高齢者の肺炎球菌定期予防接種はお済みですか？

平成30年度助成の対象となる方には、４月に個別通知を送付しています。
（下記に該当する方のうち、今までに**肺炎球菌ワクチン接種を受けたことのない方。**）
通知を紛失した方は、上板町役場　福祉保健課　保健師までお問い合わせください。

年齢	生年月日	年齢	生年月日
65歳	昭和28年４月２日生～昭和29年４月１日生	85歳	昭和８年４月２日生～昭和９年４月１日生
70歳	昭和23年４月２日生～昭和24年４月１日生	90歳	昭和３年４月２日生～昭和４年４月１日生
75歳	昭和18年４月２日生～昭和19年４月１日生	95歳	大正12年４月２日生～大正13年４月１日生
80歳	昭和13年４月２日生～昭和14年４月１日生	100歳	大正７年４月２日生～大正８年４月１日生
60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方			

⑴ **自己負担額**　４，０００円（接種費用から公費負担を除いた金額です。）
※ただし、生活保護世帯の方は町が発行する「高齢者の肺炎球菌予防接種費用免除券」を発行しますので、下記お問い合わせ先までお申し出ください。

⑵ **接種可能期間**　平成30年４月１日から平成31年３月31日まで

※　町からの費用助成の対象となるのは、この期間中の１人１回のみです。
この期間に接種できなかった場合、その後の接種は任意接種（全額自己負担）となりますので、ご注意ください。

● お問い合わせ ●　上板町役場　福祉保健課　保健師　☎６９４－６８１０

風しんに注意しましょう！

7月下旬以降、関東地方で風しん患者が大幅に増加しており、県内においても風しん患者の発生が報告されています。

風しんとはどんな病気ですか？

風しんは、風しんウイルスによって引き起こされる急性の発疹性感染症です。

妊婦（特に妊娠初期）が風しんにかかると、難聴･白内障･先天性心疾患を特徴とする「先天性風しん症候群」を持った赤ちゃんが生まれる可能性があります。

＜感染経路＞ せきやくしゃみなどによる飛沫感染で、ヒトからヒトへ感染が伝播します。感染力は、麻しんや水ぼうそうほど強くはありません。

＜潜伏期間＞ 潜伏期間は、２～３週間です。

＜主な症状＞ 発疹、発熱、リンパの腫れが認められます。ウイルスに感染しても症状が出ない人が15～30%程度います。

風しんが疑われる症状が出現した場合は、他人に感染させないよう、医療機関を受診する前に電話連絡を行い、受診の時間等を確認の上、医療機関の指示に従ってください。

風しんを予防するには？

風しんの予防のためには、予防接種が最も有効な予防方法といえます。特に妊婦を守る観点から、次に該当する方は、任意で風しんの予防接種を受けることをご検討ください。

① 10代後半から40代の女性（特に妊娠希望者又は妊娠する可能性の高い者）
② 30代から50代の男性
③ 妊婦の夫、子ども及びその他の同居家族

※１　明らかに風しんにかかったことがある、風しんの予防接種が受けたことがある又は風しんに対する抗体が陽性であると確認ができている者を除く。

※２　２回の予防接種ワクチンの接種歴については、母子手帳等で確認してください。

＜風しんワクチン接種状況＞

生年月日	ワクチン接種の状況
昭和３７年４月１日以前生まれ	定期接種が行われていませんでしたが、大半の人が自然に風しんに感染することで免疫があります。
昭和３７年４月２日～ 昭和５４年４月１日生まれ	中学生の時に女性のみを対象として、学校で集団接種が行われていたため、自然に風しんに感染する機会が減少しましたが、男性は定期接種制度が行われていないので、風しんの免疫がない人が多い世代です。
昭和５４年４月２日～ 昭和６２年１０月１日生まれ	男女とも中学生の時に予防接種を受ける対象になっていましたが、中学生のときに個別に医療機関で予防接種を受ける制度であったため、接種率が低く、風しんの免疫がない人が多い世代です。
昭和６２年１０月２日～ 平成２年４月１日生まれ	男女とも幼児の時に予防接種を受ける対象となり接種率は比較的高いのですが、自然に風しんに感染する機会がさらに減少したため、接種を受けていない人には風しんの免疫がない人が比較的多い世代です。
平成２年４月２日以降生まれ	２回ワクチンを接種する機会があった世代ですが、接種歴を確認する必要があります。

上板町では、風しん予防接種をした方（下記対象者）に費用助成をしています。

1．対 象 者

⑴　予防接種を受けた日に上板町に住所を有する方で、風しんの抗体検査において陰性と診断され、かつ、次のいずれかに該当するものであること。

ア　妊娠を希望する、又は妊娠する可能性の高い女性

イ　昭和39年４月２日から平成２年４月１日までの間に生まれた男性

⑵ 予防接種を受けた日が、平成25年10月22日以降であること。

2．助成回数

１回

3．助成金額

ア　風しん単抗原ワクチン　　３，５００円

イ　麻しん風しん混合ワクチン　５，０００円

ただし、接種費用がこの金額に満たない場合は実際の接種費用を助成する。

4．申請時に必要な物

次に掲げる書類の原本もしくはコピーを持参してください。

⑴　風しんの抗体検査において陰性と判断された者であることを証明することができる資料

⑵　当該予防接種に要した費用に係る領収書

⑶　予防接種を受けたことがわかる書類（接種済証、又は本人申請）

⑷　費用を振り込む通帳（本人名義のものに限る）

⑸　印鑑

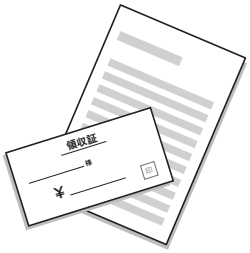

● お問い合わせ ●　　上板町役場　福祉保健課　保健師　☎６９４－６８１０

板野東部ファミリー・サポート・センター

ハロウィン交流会のお知らせ

日時　**2018年10月20日(土)　10:00～12:00**

場所　**藍住町勤労女性センター**
（藍住町奥野字矢上前32－1）

申し込み受付
10月９日(火)から～(先着子ども120名)
＊親子で参加してください。

申し込み・問い合わせ
板野東部ファミリー・サポート・センター
☎ **693－3033**（9時～17時）

今年のハロウィンのテーマは忍者です！
親子で好きな仮装をしてきてね！
忍者の国で楽しくゲームをして、
プレゼントをもらいましょう

●忍者のゲームや工作など、盛りだくさん
●プロのカメラマンによる家族撮影（先着順）

病児保育事業のご案内

お子さんが病気中や病気の回復期にあって、かつ保護者が就労しているなどの理由で家庭で保育ができないときに、お子さんを一時的に預かる事業です。

利用対象者　徳島市、小松島市、勝浦町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町の乳児・幼児又は小学校に就学している児童。※徳島赤十字乳児院については、乳児・幼児のみ利用可能です。

実施施設　お住まいの市町村に関係なく、次のどの実施施設でも利用することができます。

施設名		所在地・電話番号	受入定員	利用できる日時
徳島市	藤岡小児クリニック	徳島市昭和町8丁目66 ☎088-622-0012	それぞれ6人	●月～金曜日　8:30～18:00 ●土曜日　8:30～17:00 ※日曜日、祝日及び8月12日～8月15日 12月29日～1月3日は除きます。
	田山チャイルドクリニック	徳島市北矢三町3丁目3-41 ☎088-633-2055		
	愛育小児科	徳島市国府町桜間字登々路8-1 ☎088-635-2299		
	えもとこどもクリニック	徳島市北沖洲3丁目1-24 ☎088-664-8580		
	ひなたクリニック	徳島市応神町古川字戎子野81番4 ☎088-678-5461		
	末広ひなたクリニック	徳島市末広2丁目1-111 ☎088-624-8660		
小松島市	徳島赤十字乳児院	小松島市中田町字新開2-2 ☎0885-32-0555	3人	●月～金曜日　7:30～18:30 ●土曜日　8:30～16:30 ※日曜日、祝日及び12月29日～1月3日は除きます。
石井町	伊勢内科小児科	名西郡石井町石井字石井726-7 ☎080-6391-9523	9人	●月～土曜日　8:30～18:00 ※日曜日、祝日及び年末年始は除きます。
北島町	北島こどもクリニック	板野郡北島町中村字東堤ノ内19-1 ☎088-697-2281 (8:00～9:00) ☎088-697-2221 (9:00～)	6人	●月～金曜日　8:30～18:00 ●土曜日　8:30～17:00 ※日曜日、祝日、休診日及び12月29日～1月3日は除きます。
藍住町	富本小児科内科	板野郡藍住町東中富字東傍示11-4 ☎088-678-2111	6人	●月～金曜日　8:30～18:00 ●土曜日(前日予約のみ)　8:30～12:30 ※日曜日、祝日及び休診日は除きます。

■対象となる病気

かぜ、消化不良症（多症候性下痢）などの子どもが日常かかる疾患や、はしか、水ぼうそう、風しんなどの感染性疾患、喘息などの慢性疾患及び骨折などの外傷性疾患など。

※当面の症状の急変は認められないが、「病気の回復期に至っていない」または「回復期であっても集団保育は困難である」と認められるもの。
※徳島赤十字乳児院は医療機関ではないため、はしか、百日ぜき、インフルエンザなどの強い感染性疾患のお子さまはお預かりできません。

■利用期間

集団保育が困難で、かつ保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭などの理由でやむを得ず家庭で保育ができない期間。

■利用料金　1人当たりの日額　1,800円

生活保護世帯・市町村民税非課税世帯は無料、市町村民税が均等割のみ課税の世帯は900円

※利用料は、父母及び同一世帯者の課税により算定します。課税状況が確認できない場合は、一旦1,800円をお支払いいただき、課税証明書の提出をもって払い戻しいたします。
※当該事業利用料以外の診察料などがかかります。

■準備物

①**昼食**…実施施設でも用意できますが、金額など実施施設によって異なります。事前にご確認ください。
②**着替え一式、バスタオルなど**
③**薬**……かかりつけの医療機関等で出されているものがあれば持参してください。

●利用前の医療機関での診察（下記の利用手順2）の時には、**利用申請書**、保険証、印鑑 などが必要となります。
●利用申請書は、町福祉保健課窓口、実施施設、保育所、幼稚園、等に備えています。また、町ホームページからも印刷できます。

利用手順

1 空き状況の確認・予約
前日または当日、電話などで利用を希望する実施施設へ直接お問い合わせください。

2 利用前診察
前日または当日、かかりつけ医等で受診し、利用申請書の医師記入欄に**「保育可能確認」**を記入してもらってください。

3 サービスの利用
当日、実施施設へ利用申請書を提出し、サービスを受けてください。

4 利用料金の支払い
当日、サービス終了後、お子さんを迎えにきた時にお支払いください。

※利用前診察は、徳島赤十字乳児院を除き、実施施設でも受けることができます。
※当該事業利用料以外の診察料などがかかります。

利用上の注意

① 利用に際しては、実施施設からの指示を必ずお守りください。
② 保育中に病状に変化があった場合、サービスを中止し、お迎えをお願いすることがあります。
③ 土曜日に利用する場合は、できるだけ金曜日のうちに実施施設へ予約してください。
④ 利用をキャンセルする場合は、お早めに実施施設まで連絡してください。

●お問い合わせ先●　上板町役場　福祉保健課　☎694－6810

10月　保健行事予定表

Ⅰ　健康相談・健康教育

月／日	時　　間	場　　所	内　　容	担　　当
10／2	10：00～11：30	農村環境改善センター	個別健康相談・健康教育	保健師・理学療法士
11／6	10：00～11：30	農村環境改善センター	個別健康相談	保健師

Ⅱ　がん検診（40歳以上の方）

月／日	受付時間	場　所	内　容	料　金
10／25	8：30～10：00	農村環境改善センター	胃がん検診、肺がん検診、喀痰検査、大腸がん検診、特定健康診査	胃がん　1,000円 肺がん　0円 喀痰検査　500円 大腸がん　500円 特定健康診査　1,000円

○がん検診・特定健康診査は事前に申し込みが必要です。
　電話での申し込みもできます。
○申し込み先・お問い合わせ
　上板町役場　福祉保健課　☎694－6810

Ⅲ　乳幼児健康診査

1．乳児健康診査

月／日	受付時間	場　　所	内　　容	該 当 者
10／3	13：10～14：00	農村環境改善センター	問診、身体測定、診察、育児相談、栄養相談	平成29年11月12月、平成30年５月６月生

平成30年10･11月分〈10/1～11/10まで〉 在宅当番医

市外局番は（088）です。

■担当時間■　平日 18：00～22：00　　休日 9：00～22：00

10月	1㈪	井上医院	699－8070
	2㈫	春藤内科胃腸科	699－3777
	3㈬	かまだ眼科	678－8585
	4㈭	谷口耳鼻咽喉科クリニック	699－2787
	5㈮	高田整形外科病院	698－8689
	6㈯	芳川病院	699－5355
	7㈰	大久保内科	692－1220
	8㈪	杉みね整形クリニック	693－1021
	9㈫	三木クリニック	698－5157
	10㈬	有住内科クリニック	698－8655
	11㈭	堀口整形外科	698－5111
	12㈮	藤本クリニック	698－0303
	13㈯	井上医院	699－8070
	14㈰	増田クリニック	693－3020
	15㈪	越智内科胃腸科	698－3111
	16㈫	平野内科	698－8060
	17㈬	山田外科内科	698－5500
	18㈭	吉野川病院	698－6111
	19㈮	片山医院	698－2625
	20㈯	春藤内科胃腸科	699－3777
	21㈰	小松泌尿器科	692－1277
10月	22㈪	新居内科	698－8808
	23㈫	田根内科胃腸科	698－0123
	24㈬	いのもと眼科内科	698－8887
	25㈭	北島こどもクリニック	697－2221
	26㈮	つかさクリニック	697－2323
	27㈯	谷口耳鼻咽喉科クリニック	699－2787
	28㈰	竹本内科	672－0174
	29㈪	中村耳鼻咽喉科クリニック	697－3213
	30㈫	健生きたじまクリニック	698－9629
	31㈬	こまつばら整形外科	698－5108
11月	1㈭	ルナウイメンズクリニック	697－2322
	2㈮	かまだ眼科	678－8585
	3㈯	上板整形外科クリニック	637－6600
	4㈰	川原眼科	694－8388
	5㈪	くぼ小児科クリニック	678－7141
	6㈫	香川内科	692－9770
	7㈬	森本医院	641－4141
	8㈭	中川整形外科	641－2288
	9㈮	稲次病院	692－5757
	10㈯	高田整形外科病院	698－8689

担当時間以外の深夜の救急

きたじま田岡病院	698－1234	全日対応ですが、要確認
稲次整形外科病院	692－5757	水曜日、土曜日は受診前に要確認
東徳島医療センター	672－1171	対応日は確認してください

※休日・夜間緊急病院は、変更している場合がありますので、必ず電話してから受診してください。

お誕生おめでとう

平成30年8月

■神宅　野崎　慎二・景子　女の子　波菜（はな）

■椎本　藤黒　翔・颯希　女の子　叶蓮（かれん）

■神宅　近藤　恭弘・美鈴　女の子　ふみ（ふみ）

板野町文化の館図書館 10月カレンダー

上板町民の方も利用可能です。

10月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

□の日は休館日です。

開館時間　午前10時～午後6時

●八月は、延べ四六〇人に二、三三二冊ご利用頂きました。

■お問い合わせ
板野町文化の館図書館
☎〇八八－六七二－五八八八

上板町自主防災組織連絡協議会 防災訓練を実施します！

訓練に参加し、防災に関する意識を高め、知識を向上させましょう!!

日にち　十一月三日（土）

時間　午前九時三十分～正午ごろ予定

場所　神宅小学校（体育館）
松島小学校（体育館）

内容　避難所運営訓練、地震体験（起震車）など

平成三十年八月に、自主防災組織・支部の活動体制を整え、今後の防災活動をより円滑に行うため『自主防災組織連絡協議会』を設立しました。

当協議会は、町内を消防団の活動範囲に合わせた六つのブロックに分け、各地域での情報交換・交流・訓練などを行い、住民皆様が主体となる活動を行うことを目的としています。

■主催
上板町自主防災組織連絡協議会

■お問い合わせ
上板町役場　企画防災課
☎六九四－六八二四

学校給食センター 食育と地産地消への取り組み

九月十四日の給食「うなぎ丼」は、上板町産のうなぎの蒲焼きを使用しました。

学校給食センターでは、より身近に地域の自然や食文化、産業等についての理解を深めてもらえるよう、学校給食を生きた教材として活用した食育を推進します。

毎月19日は食育の日

9月14日
うなぎ丼（たれごはん、うなぎの蒲焼き、うなぎ丼の具）、牛乳、さつま汁、オレンジ

外灯の清掃点検ボランティア

鴨島電気工事協同組合

八月二十五日、上板町、吉野川市、阿波市及び石井町の電気工事業者（七十九店）が加盟する『鴨島電気工事協同組合』が、学生や地域住民の防犯に役立てればと、上板中学校を含む五校周辺の通学路に設置されている外灯の清掃点検ボランティアを行いました。

組合員三十名が通学路の外灯百九十五基を清掃、点検しました。また、点検した結果十一箇所の不良箇所があり、役場の担当課へ改修を依頼しました。

この活動は八月の『電気使用安全月間』の一環として二〇〇七年から継続して行われており、今年は住宅用分電盤への感震装置の取付けを呼びかけるリーフレットとうちわも配られました。